

深川市保育所等整備に関する基本方針

平成30年3月

深川市市民福祉部子育て支援推進室

目 次

1. 基本方針の策定にあたって	
(1) 基本方針策定の背景と趣旨	．．．．． P 1
(2) 基本方針の位置づけ	．．．．． //
(3) 基本方針策定までの経緯	．．．．． P 2
2. 市立保育所の整備について	
(1) 深川保育園・一已保育園	．．．．． P 2
(2) 納内保育園	．．．．． P 3
(3) スケジュール	．．．．． //
3. 市立保育所の運営等について	
(1) 民間活力の導入	．．．．． P 3
(2) 公私連携保育法人への移管時期	．．．．． P 5
4. 保育所と子育て支援センターの連携について	．．．．． P 6
5. 市の役割について	
(1) 教育・保育環境の整備	．．．．． P 7
(2) 教育・保育上の役割	．．．．． //
【参考】市内認可保育所の概要	．．．．． P 9

1. 基本方針の策定にあたって

(1) 基本方針策定の背景と趣旨

本市では、少子化や人口減少が年々進行する中で、女性の社会進出や就労形態の多様化に伴う保育ニーズの多様化、市立保育所をはじめ教育・保育施設の老朽化、子育て支援サービスの充実などへの対応が求められており、良質で持続的な保育が提供できる体制づくりが急務となっています。

また、長期的視点から保育サービスや地域の子育て支援の充実を推進する指針として「深川市子育て・保育ビジョン」を平成23年3月に策定しておりますが、この間に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法が成立し、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度がスタートするなど、国の教育・保育政策に大きな変化が生じています。

そのため、本市においても平成27年3月に、子ども・子育て支援法に基づき5年を1期とする「深川市子ども・子育て支援事業計画（次世代育成支援対策行動計画及び母子保健計画を包含）」を策定し、幼児期の教育・保育・子育て支援を総合的に取り組んでいく体制を整備しましたが、「深川市子育て・保育ビジョン」で示されていた市立保育所の役割と保育環境の整備については具体的な検討を進めることができず、課題となっていました。

一方、市の財政状況は、人口の減少や企業の動態による市税収入の減少を始め、地方交付税額の毎年度の減額が続くなか、市民生活に必要な教育、福祉、建設等各種施策推進への対応が求められており、大変厳しい状況にあります。

こうした状況を踏まえ、これら社会経済情勢の変化に適切に対応していくためには、「深川市子育て・保育ビジョン」で示されていた市立保育所の役割や保育環境の整備の見直しが必要になったことから、今般これらの内容を見直し、市立保育所の今後の方向性を定め、併せて、教育・保育環境の改善に向けた施設整備を計画的に進めるため、「深川市保育所等整備に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定するものです。

(2) 基本方針の位置づけ

この基本方針は、本市の子ども・子育て支援を総合的に推進するために策定された「深川市子ども・子育て支援事業計画」の方向性を踏まえ、「深川市子育て・保育ビジョン」で示されていた市立保育所の役割や保育環境の整備を見直したものであり、今後の本市の保育施設等整備の後継計画と位置づけます。

なお、この基本方針は、現深川市子ども・子育て支援事業計画の計画期間満了時に、次期計画の策定に併せて、当該計画に包含することとします。

(3) 基本方針策定までの経緯

市では基本方針の策定にあたり、本市の厳しい財政状況の下、限られた予算で、良好で快適な教育・保育環境を確保し、今後の少子化時代を見据えた効率的かつ効果的な市立保育所の配置、規模、運営等を如何にすべきか、市立保育所のあり方について「深川市子ども・子育て審議会」にご意見をいただくため、平成29年4月に諮問を行い、審議会において議論を重ねていただきました。

その結果、審議会からは、平成29年9月に以下の内容を主とする答申がありました。

- ① 施設整備を機に深川保育園及び一已保育園の両園を統合し適地に建替えること。
- ② 納内保育園を含め市立保育所の運営を民営化し、その方法は保育所運営に市の関与が法定されている公私連携型保育所を選択肢とすること。
- ③ 保育所と子育て支援センターの相互連携に努め、子育て支援センターは地域の子育て家庭に対する支援の拠点として機能強化が図られるよう体制充実を図ること。
- ④ 民営化・効率化による効果は多様なサービス提供に振り向けること。

この深川市子ども・子育て審議会の答申を踏まえ基本方針案を作成し、各市立保育所の保護者や各地区町内会長会議、市内法人立保育所園長会議などへの説明を行う中で、2園の統合及び民営化に対するそれぞれの立場からのご意見をお聴きし、基本方針を策定したものです。

2. 市立保育所の整備について

(1) 深川保育園・一已保育園

① 両園の統合及び建替え

深川保育園（昭和48年建築）及び一已保育園（昭和51年建築）は、建物の傷みが著しいことから、良好で快適な保育環境を確保することはもちろんのこと、職場環境の面からも可能な限り早期に改築が必要です。

深川保育園及び一已保育園は、両園間の距離が1.2kmと近いこと、両園ともに敷地面積が狭いこと、入園児童数及び出生数が減少傾向にあることや保育士の効率的配置等を考慮し、両園を1園に統合し改築整備します。

② 定員数

定員数は、深川市子ども・子育て支援事業計画における保育量の見込みと整合を図り、両園の入所児童数（平成29年4月1日現在 深川51人、一已52人）及び民間保育所の整備による定員増との調整から、100人を予定します。

支援事業計画の保育量見込み：平成31年度（最終年次） 370人
市内保育所定員数合計：平成29年4月1日 370人
民間保育所整備による定員増：平成29年度（深川西町保育所） 10人増
平成30年度（深川あけぼの保育園） 10人増

③ 建設場所

建設場所は、深川保育園と一已保育園の場所を考慮し、その上で市が適地を確保します。

（2）納内保育園

納内保育園（昭和48年建設、昭和60年改修）は、施設の傷みは深川・一已保育園ほど進んではいませんが、改修が必要な箇所が広範囲にある状況から、施設整備の検討が早期に必要です。

また、納内保育園内で実施している放課後児童クラブ（学童保育）については、納内小学校からの距離が遠いうえに、途中踏み切り横断もあることから、納内小学校の周辺地へ移転整備することが望ましいと考えられます。

保護者からは将来の利用見込みを考え慎重に検討すべきとの意見も多数ありましたので、施設整備にあたっては、保育所及び放課後児童クラブの将来の利用見込み数を十分見極め、施設の改修及び放課後児童クラブの実施方法を含めて検討を行っていきます。

（3）スケジュール

深川保育園と一已保育園を統合する新設保育所は、平成32年度内の開園を目指して整備を進めます。

納内保育園は、新設保育所の整備終了後、整備の検討を行っていきます。

3. 市立保育所の運営等について

（1）民間活力の導入

新設保育所及び納内保育園は、平成27年度から新たに制度化された「公私連携型保育所」（③を参照）として、市が指定する公私連携保育法人（公私連携型保育所の設置及び運営を目的とする法人）による運営（民営化）に移行することで取り進めていきます。

① 必要性

本市では、保育の7割は民間保育所によって提供されており、市立保育所の運営に民間活力を導入することにより、効率性や経済性、柔軟性を活かした運営や延長保育などの保育サービスの拡充、保育の質の向上が期待できま

す。

加えて、現在、市立保育所の運営費は、国の公定価格を大きく上回っており、市の財政負担や税負担の公平性の観点からも問題があり、多様化する保育・子育て支援ニーズに応え、質の高いサービスの提供を図っていくためには、最小の経費で最大の効果を得る視点に立って、保育所の市直営体制を見直し、運営に民間活力を導入することが必要であると判断します。

なお、民間活力の導入により生まれてくる財源は、本市の子育て支援サービス等の充実への活用が可能になると考えます。

② 導入方法

市では、民間活力の導入について調査研究するため、平成29年7月に児童福祉法の改正により平成27年度から新たに制度化された「公私連携型保育所」の先進事例である東京都三鷹市及び昭島市を視察し、運営移管の方法や児童、保護者への影響、保育の質の確保、保育サービス、職員の処遇、財政効果など、様々な事項について調査を行いました。

さらに、他の導入方法とも比較検討した結果、法律上は民設民営とはいえ、保育等に関する基本的事項や、これに違反した場合の措置等を市と指定法人が協定で取り決め、その適切な実施を市が指導監督するなど、保育所運営に市の関与が法定されている「公私連携型保育所」への移管であれば、市立保育所の保育方針や職員の継続性など児童や保護者への影響を最小限に留めることができ、加えて保育の質やサービスを維持し、職員の処遇への配慮や財政効果についてもメリットが期待できるなど、総合的に考慮して、本市において最も良い民間活力の導入方法であると考えます。

③ 保育所の新たな運営形態（公私連携型保育所）

公私連携型保育所は、児童福祉法第56条の8に規定されており、協定に基づき、当該市町村から必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力を得て、当該市町村との連携の下に保育及び子育て支援事業を行う新たな形態の保育所です。

公私連携保育法人は、法律上、社会福祉法人、学校法人、株式会社、NPO法人といった多様な法人から選定が可能ですが、保育所運営について深い理解を有していることや、法令を遵守し継続的かつ安定的に保育所運営が持続できると認められる法人を市が選定します。

市と公私連携保育法人は、指定にあたり以下の項目について協定を結びます。

- (ア) 協定の目的となる公私連携型保育所の名称及び所在地
- (イ) 公私連携型保育所における保育等に関する基本的事項

- (ウ) 市町村による必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力に関する基本的事項
- (エ) 協定の有効期間
- (オ) 協定に違反した場合の措置
- (カ) その他公私連携型保育所の設置及び運営に関し必要な事項

公私連携型保育所に移行することによって、民設保育所に位置づけられることから市から運営費が支払われ、その運営費に対して国（1/2）及び北海道（1/4）から、運営負担金が算定・支給（3/4）されることとなります。

④ 民間活力導入による影響への対応

ア 保育の継続性

公私連携型保育所の運営については、市立保育所の保育方針や保育内容等を引き継ぐことを基本とし、具体の運営について協議する市、公私連携保育法人及び利用者代表で構成する運営委員会の設置、市に対する定期的な報告等の義務づけなどを協定の内容として、市と連携して運営を行っていきます。

また、市と公私連携保育法人は、保育ニーズの多様化に適切に対応するため、保護者のニーズの実態を把握し見極めながら、必要とされるサービスの提供に努めます。

イ 職員

市は、公私連携保育法人と連携し、適切な保育ができる職員体制を確保し、円滑に運営移管できるよう取り進めていきます。

ウ 児童・保護者の不安への配慮

市は、児童・保護者の不安を軽減、解消するため、運営移管の実施に当たっては、保護者への十分な説明と一定の理解を得てから進めるとともに、移管に伴う子どもたちへの影響を具体的に把握し適切に対処していきます。

(2) 公私連携保育法人への移管時期

新設保育所の開所に併せて、新設保育所及び納内保育園の運営を公私連携保育法人に移管することを目指します。

4. 保育所と子育て支援センターの連携について

子育て支援センターは、地域の子育て家庭等を対象に、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施し、さらには、子育て支援団体など多様な主体の参画による地域の支え合い、子育て中の当事者による支え合いにより、地域の子育て力を向上させることを目的とした「地域子育て支援拠点事業」を行う施設です。

子ども・子育て審議会の答申では、子育て支援センターは、本市の子育て支援の拠点として、より一層の機能強化が図られるよう、体制の充実を図るとともに、保育所との相互連携に努める必要があるとされています。

子育て支援センターの機能を強化していくためには、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる拠点として、十分な広さをもつ常設の事業実施スペースや相談室等を設けるとともに、事業実施に必要な職員を確保することが必要となります。

新設保育所の整備にあたっては、子育て支援センターを保育所に併設し、交流事業の実施スペースや相談室等を新たに設けることによって、駐車場等の共有及び維持管理コストの軽減化を図るとともに、保育所利用者を含め多くの子育て中の親子が利用することができる地域子育て支援拠点事業の展開を図ります。

また、子育てサークルの育成・支援や、世代を超えた地域交流を図ることによって、地域の子育て支援の強化に努めます。

(参考) 子育て支援センターの業務

- ①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
・・なかよし広場（「ピッピ」「コッコ」健康福祉センターで実施）、あそびの広場（地域のコミセン等で実施）、つどいの広場（北光中央団地：子育てサロン「とことこ」の設置・運営）
- ②子育て等に関する相談・援助の実施・・・・ 子育て相談
- ③地域の子育て関連情報の提供・・・・・情報誌「まん丸」の発行等
- ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施・・子育て講座の開催
- ⑤地域支援活動の実施・・・・・子育てサークル等からの相談・支援
- ⑥その他・・・・・「病児・病後児保育」「子育てサポートふかがわ」

5. 市の役割について

(1) 教育・保育環境の整備

市内の保育所等には、その多くが昭和40年代後半から50年代に建築された園舎のため、建築後40年を経て老朽化が進み、建替え等の対策が必要となっている施設があります。

このため、近年、2園で改築が行われ、3園が改築を計画しております。

改築に当たっては、国の交付金等を活用しながら進める必要がありますので、改築による施設整備が計画的に進められるよう必要な支援を検討します。

完了/予定	整備年次	社会福祉法人名	保育所名
施設整備 完了	平成26・27 年度	(社会福祉法人) 深川愛育会	北光保育園(改築)
	平成28・29 年度	(社会福祉法人) 揺籃会	深川西町保育所(改築)
施設整備 の予定	平成30年度	(社会福祉法人) 聖公会北海道福祉会	深川あけぼの保育園 ※認定こども園として 整備
	平成30・31 年度	深川市	市立深川保育園 市立一已保育園 ※1園に統合・改築
	平成33年度 以降	(学校法人) 北海道ルーテル学園	深川めぐみ幼稚園 ※認定こども園として 整備予定

(2) 教育・保育上の役割

① 教育・保育の質の向上のための取り組み推進

保育実践の改善・向上、子どもの健康及び安全の確保並びに保育士等の資質・専門性の向上に資する情報の提供をはじめ、市内保育所等及び地域の保育士養成機関との連携を図ることなどを通じて、教育・保育の質とサービスの質の向上に向けた取り組みの推進を図ります。

② 保育所入所児童の処遇向上や多様な保育ニーズへの対応

保育所入所児童の処遇向上や多様なニーズに応じた保育サービスの拡充は、一部の保育所に限定されることなく、必要やニーズに応じてそれぞれの市内保育所において実施されることが望ましく、入所児童の処遇向上や新たな保育サービスの実施について、推進のための支援策を検討していきます。

③ 早急な対応が必要な場合や発達に心配のある子どもの入所先の確保
保育施設では、急遽の保育士雇用は困難性が高いことから、保育の必要な児童を保育所で受け入れるための施策を講じていきます。

④ 地域の子育て支援の推進

子育て支援センターが実施する子育て支援拠点事業の充実・強化を図るとともに、ファミリーサポートセンター機能である「子育てサポートふかがわ」や、地域ぐるみで子育て家庭を支援し子育てネットワークの機能を担う「ふかがわ すきやき隊」の活動を引き続き支援し、地域における子育てを支える取り組みを推進していきます。

⑤ 保育料の軽減

国基準からの一定割合減額や第2子入所からの多子世帯向け軽減措置などを実施し、子育て家庭に対する経済的支援に努めます。

【参考】

市内認可保育所の概要

平成30年1月1日現在

	保育所名	設置年月日	建築年月	現定員	経緯
市立 保 育 所	深川保育園	S25.12.25	S48.12	60人	定員 80→120 (S49.4.1) 120→90 (H7.4.1) 90→60 (H11.4.1)
	一已保育園	S31.6.1	S51.11	60人	定員 60→90 (S52.4.1) 90→60 (H11.4.1)
	納内保育園	S40.2.1	S48.3	30人	定員 90→60 (H7.4.1) 60→45 (H11.4.1) 45→30 (H22.4.1) ※H60.4.1 私立しらかば保育園を統合し、認可を受ける。
法 人 立 保 育 所	多度志保育園	S47.2.1	S59.12	20人	定員 60→45 (H3.7.1) 45→30 (H12.4.1) 30→20 (H16.4.1)
	深川あけぼの保育園	S48.4.1	S48.3	30人	定員 60→45 (H6.8.1) 45→30 (H12.4.1)
	深川西町保育所	S52.2.1	S51.12 H29.12改築	60人	定員 110→90 (S58.4.1) 90→60 (H2.4.1) 60→45 (H9.4.1) 45→30 (H12.4.1) 30→45 (H16.4.1) 45→50 (H22.4.1) 50→60 (H29.12.1)
	北光保育園	S57.4.1	S52.7 H27.10改築	70人	定員 80→60 (S59.4.1) 60→45 (H14.7.1) 45→60 (H15.4.1) 60→70 (H27.10.1)
	音江中央保育園	S58.4.1	S21.12	30人	定員 45→30 (H14.7.1)
	わかば保育園	S59.4.1	S52.12	20人	定員 60→45 (S60.5.1) 45→30 (H12.4.1) 30→20 (H22.4.1)
	計			380人	